相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区五十人町八四番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢二一番地　宮城県船形コロニー

被相続人　亡　阿部　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

事務所仙台市青葉区国分町三丁目五番七―七一一号　相続財産管理人　安田　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡飯豊町大字添川二九五九番地、最後の住所秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢八四番地四〇

被相続人　亡　遠藤　しげ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

秋田県由利本荘市給人町七番地三　本荘合同ビル一―二

相続財産管理人　弁護士　髙橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡城里町大字増井一二二四番地、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字那珂西一四八三番地の二（グリーンなかさい）

被相続人　亡　松﨑　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号　金沢ビル四階植崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市竹園二丁目八番地三、最後の住所茨城県つくば市吉瀬七五〇番地

被相続人　亡　高橋　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　みとみらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市滝窪町八八五ノ四四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　八子　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

群馬県吾妻郡中之条町大字赤坂二六六ノ三　相続財産管理人　小林美智代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県気仙郡住田町世田米字中村五番地、最後の住所千葉市稲毛区小中台町一五一三番地三アインズコートプライム棟二一二号

被相続人　亡　吉田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル七階　丸山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市本町田四二六〇番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区下九沢一九一九番地

被相続人　亡　魚住　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階　相模原中央総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇田川　隼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字滝谷一〇六九番地二、最後の住所新潟県三島郡出雲崎町大字滝谷一〇七四番地

被相続人　亡　源川　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

事務所京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七番地　長栄ビル　あした総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市住吉町一丁目一六番地、最後の住所大阪市西成区鶴見橋二丁目八番四号方圓荘十二号室　被相続人　亡　横地　豊秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡末吉町諏訪方六一二〇番地、最後の住所大阪府守口市高瀬町四丁目六番一〇号　被相続人　亡　中村　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十六日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　入江　教之

第30期決算公告

平成26年12月25日

東京都中央区京橋1丁目19番8号

株式会社ニチノーレック

代表取締役　佐久間　伸

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	125,795
	固定資産	20,092
	合計	145,888
負債及び純資産の部	流動負債	14,977
	固定負債	23,379
	株主資本	107,531
	資本金	60,000
	利益剰余金	47,531
	利益準備金	5,216
	その他利益剰余金	42,315
	（うち当期純利益）	(8,405)
	合計	145,888